

議案第27号

山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月19日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例

山陽小野田市介護保険条例（平成17年山陽小野田市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「平成32年度まで」を「令和2年度まで」に改め、同条第2項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「24,750円」を「19,800円」に、「37,950円」を「29,700円」に、「47,850円」を「46,200円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の山陽小野田市介護保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第27号参考資料

山陽小野田市介護保険条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(保険料率)</p> <p>第15条 平成30年度から令和2年度年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 33,000円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 46,200円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 49,500円</p> <p>(4) ～(11) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に該当する者 <u>19,800円</u></p> <p>(2) 前項第2号に該当する者 <u>29,700円</u></p> <p>(3) 前項第3号に該当する者 <u>46,200円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第15条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 33,000円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 46,200円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 49,500円</p> <p>(4) ～(11) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に該当する者 <u>24,750円</u></p> <p>(2) 前項第2号に該当する者 <u>37,950円</u></p> <p>(3) 前項第3号に該当する者 <u>47,850円</u></p>